

ツキノワグマ出没時対応マニュアル

令和7年3月31日

長野県林務部森林づくり推進課

1 目的

人とツキノワグマ（以下「クマ」という。）の軋轢の多くは、互いの生活域・生息域が重複することに起因していると考えられる。人とクマとの緊張感ある共存関係の再構築のためには、人里にクマを誘引する原因を取り除くとともに、人の生活域に出ていくことに対する忌避感をクマに抱かせ、人とクマが直接的に接しない環境整備・地域づくりを進める必要がある。

一方で、クマが人里周辺に出没し、農林業被害や人身被害を発生させる恐れがある場合（既に発生している場合を含む）、関係者が迅速かつ連携して対応する必要があることから、出没に備えて本マニュアルを作成する。

2 クマの捕獲許可基準等

クマの有害捕獲は、長野県第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）において定めた次の個体に対し、申請に基づき、地域振興局又は市町村が許可する。

- ・ 対策を講じても被害を発生させる個体
- ・ 防除地域内に繰り返し出没する個体
- ・ 排除地域に出没し人身被害を発生させる恐れがある個体

なお地域区分を導入している地域における捕獲許可方針は、別表1のとおり。

3 出没時の連絡体制

- (1) 地域振興局林務課（以下「地域振興局」という。）は、管内市町村でクマが出没した場合の連絡体制を随時確認するとともに、担当者会議等を活用し、お互いの顔が見える連絡体制の構築に努める。また、出没場所が市町村境に近い場合に、隣接市町村が相互に情報を提供し合う体制についても確認する。
- (2) 森林づくり推進課 鳥獣対策係（以下「鳥獣対策係」という。）は、人身事故発生等の緊急時に備え、毎年度、連絡網を整備し、地域振興局と共有する。
- (3) 人身事故発生等の緊急時には、別紙1により関係機関（市町村、地域振興局、警察署、猟友会、クマ対策員等）が情報を共有する。
 - ・ 人身被害が発生した場合や隣接局との広域的な対応が必要な場合、関係地域振興局と森林づくり推進課が速やかに情報を共有する。
 - ・ 人里で人身事故が発生した場合等は、地域振興局はクマ対策員に出動を依頼し、その概要を別紙3により鳥獣対策係と共有する。
 - ・ 被害拡大のおそれがある場合等、森林づくり推進課は収集した情報を整理の上、庁内関係部局と共有し、危機管理対応に当たる。

4 出没レベルに応じた対応【別表2】

- (1) 市町村又は市町村等からの通報を受けた地域振興局は、人身被害等の有無、当該出没個体

の現状等、被害を防止するために必要な内容を確認し、出沒レベルに応じた「対応基準」に基づき対応する。

(2) 関係機関で必要な情報※の共有が図られているか確認し、適宜情報提供を行う。

※「ツキノワグマ被害発生状況調査票」（別紙２）を参考に情報を収集・共有する。なお、いつ、何処で、何が（クマか、子連れかなど）、事故・被害の有無・状況、周辺の状況、クマはどうか（森林内へ逃走、集落内に侵入等）など必ず確認する。また、個人情報を含むため、取扱いには十分留意する。

5 クマが住宅街に出沒し、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）を根拠とする場合

- ・ クマが出沒した際は、原則として、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可に基づき対応する。
- ・ 通常は県が許可しているが、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により、緊急時の捕獲許可権限を市町村長に移譲しており、緊急時には、速やかに危険な個体を排除できる仕組みを設けている。
- ・ 緊急時に市町村が捕獲を許可する場合は別表 3 を参考として判断する。なお、この場合においても鳥獣保護管理法第 38 条の銃猟の制限（禁止）は適用される。

(2) 警察官職務執行法第 4 条第 1 項を根拠とする場合

- ・ 鳥獣保護管理法を根拠とした捕獲（銃猟）が制限（禁止）されている条件下（日の出前、日没後及び人家密集地等の場合）であっても、現場の警察官が、人の生命・身体等に対する危険が切迫しその時点で捕殺しなければならないと判断した場合、警察官職務執行法第 4 条第 1 項を根拠として、現場のハンターに猟銃での捕殺を命ずることができる。
- ・ 上記(1)による対応が困難な場合に警察官職務執行法による対応を検討するとともに、必要に応じて警察官に要請する。

(3) 刑法第 37 条第 1 項の緊急避難を根拠とする場合

- ・ 上記(1)(2)に拠らず警察官が現場に臨場していない場合であって、クマが今まさに人に危害を加え又は加えようとしている等、人の生命・身体に対する極めて高度な危険が迫っている場合は、警察官の命令によらず、先着したハンターの判断で、猟銃による捕殺を妨げない。

(4) 麻酔銃を使用した捕獲対応

住居集合地域等において麻酔銃猟を実施する際には、鳥獣保護管理法に基づく次の許可が必要。

- ・ 鳥獣の捕獲等の許可（同法第 9 条第 2 項に基づく申請）※¹
- ・ 住宅集合地域等における麻酔銃猟の許可（同法第 38 条の 2 第 2 項に基づく申請）※²
- ・ 麻酔薬の種類及び量により、危険猟法に該当する場合には、危険猟法の許可（同法第 37 条第 2 項に基づく申請）※³

なお、長野県知事許可について、緊急を要する場合は口頭許可により対応できるものとする。

※ 1 ・ ※ 2 長野県知事許可、※ 3 環境大臣許可

6 学習（移動）放獣の普及、実施の手順

- (1) 学習放獣は、農作物被害を軽減するため、誘引物の除去、電気柵等の設置、緩衝帯整備等と合わせた総合的な対策の一つとして、現地の状況に合わせて実施する。また、地域振興局は市町村による(2)～(4)の判断に当たり、クマ対策員等とともに現地立ち合い等により助言に努めるものとする。
- (2) 学習放獣は、クマの地域個体群の安定的維持を図るとともに、中長期的な再捕獲低減効果が期待できる。このため、捕獲した個体を全て殺処分するのではなく、若齢個体など被害を再発させない可能性のある個体が放獣可能な状態で捕獲された場合、又は加害個体でないと考えられる個体が捕獲された場合は、
 - ① 市町村・地域住民の理解
 - ② 放獣対象地
 - ③ 放獣に当たる人員確保の3条件を満たせることを前提に、学習放獣に努めることとする。
- (3) 学習放獣の効果が期待できる又は加害個体ではないと考えられる個体の目安は次のとおり。
 - ・ 若齢個体（繁殖に参加する前で、概ね1歳半から4歳未満）と幼獣（1歳半未満。親子放獣に努める）
 - ・ 耳標（耳タグ）がない個体（加害行為が疑いに留まる場合）で、捕獲許可申請時の加害想定個体の特徴（被害発生場所の足跡、爪跡等の痕跡、周辺を目撃情報等）と捕獲個体の特徴に相違が認められる場合（個体の特徴例：四肢等身体の一部欠損、負傷痕、ツキノワ模様、子連れの有無、足跡の大きさ等）
- (4) 学習放獣の効果が期待できない個体の目安は次のとおり。
 - ・ 耳標（耳タグ）等により加害行為が複数回と推定できる個体。
 - ・ 捕獲許可申請時の加害想定個体の特徴（被害発生場所の足跡、爪跡等の痕跡、周辺を目撃情報等）と捕獲個体の特徴に明確な相違がない場合
- (5) ツキノワグマ出没特別警報発出時には、クマの生息域に堅果類等の食べ物がなく、放獣しても里地に再出没する可能性が高いため、当該地域においては、市町村の意向を尊重して検討した上で、(3)に該当する個体であっても、学習放獣を一時休止（捕殺）できる。
- (6) 学習放獣にあたっては、「大型獣緊急捕獲・放獣事業（野生鳥獣総合管理対策事業）」を活用し、放獣に当たる市町村の負担軽減を図る。
- (7) 捕獲個体の履歴管理のため、学習放獣する個体には必ず耳標を装着することとし、地域振興局は装着した耳標番号等を管理する。

なお、錯誤捕獲は前歴として扱わないことを原則とするので留意する。（1回目 錯誤捕獲、2回目 許可捕獲、の場合は2回目でも初犯の扱い）
- (8) 放獣は、麻酔技術者の指示に従い、放獣作業従事者や周囲の安全に配慮して行う。
- (9) 地域振興局は、クマ対策員等とともに、市町村や地域住民に対し、学習放獣の意義の普及に努める。

7 錯誤捕獲に関する対応

- (1) 錯誤捕獲は、必要な許可を受けていない、いわば違法状態であるため、過去の捕獲履歴に関わらず、放獣が原則となる。

(2) 放獣には危険が伴うことから、錯誤捕獲を減らす取組を進める必要がある。

＜取組例＞

- ・ 錯誤捕獲しにくい構造をしたわなの普及促進
 - ・ クマを誘引しにくい誘引エサ（ヘイキューブ、アルファルファ等）を用いたニホンジカ、イノシシの捕獲手法の普及
 - ・ 短径 12cm 以下のくくりわなの使用
 - ・ ICT機器の活用（センサーカメラによるクマの出没状況の確認や、捕獲通報システム等）
- (3) わな設置場所周辺でクマの痕跡等が見られる場合は、錯誤捕獲を避けるため、捕獲者に、わなの設置時期や場所、わなの構造等についての見直しや、わなの撤去について検討を依頼する。
- (4) 錯誤捕獲が同じ場所で繰り返し発生する場合は、わなの設置方法等に改善の余地がないか、地域振興局がクマ対策員と連携しながら捕獲者からの聞き取りや現地調査等を行い、再発防止のための指導助言を行う。
- ・ 前回の錯誤捕獲からどのような錯誤捕獲防止対策が講じられたか
 - ・ 檻やくくりわなの設置場所、設置時期は適切か
 - ・ 誘引物を使用した場合、クマも誘引するエサ（例：トウモロコシ、リンゴ等）が使われていないか
 - ・ 錯誤捕獲を防ぐ構造をしたわなの使用や、効果的な誘引捕獲はできないか
 - ・ くくりわなの径は大きすぎないか 等
- (5) 錯誤捕獲については、原則として捕獲した場所で、お仕置き等を行わずに放獣する。ただし、里地近くで発生した場合等、捕獲場所での放獣が困難な場合は、原則として同一市町村の森林内に放獣する。
- (6) 放獣は、捕獲者が自ら行なうものであるが、クマの放獣作業に際しては、麻酔技術者の指示に従い、作業や周辺の安全を確保する必要がある。また地域振興局は現地の安全管理上において、必要がある場合に協力するものとする。
- (7) 安全な放獣が困難な場合や、捕獲個体が負傷や衰弱しており、放獣しても復帰が見込めないと麻酔技術者が判断した場合は、緊急捕獲（市町村許可）の対象とすることができる。
- ・ 安全な放獣が困難な場合の例については、別表 3 のとおり
- (8) ツキノワグマ出没特別警報発出時で、里地周辺に設置したシカ等のわなに捕獲される個体は、クマの生息域に堅果類等の食べ物がいないために里地まで活動範囲を広げて出没した可能性が高い。また、シカ等のわなに捕獲されるクマは、里地の食べ物への執着心が相当高まっているとともに、警戒心が薄れた、潜在的に出没リスクが高い個体になっていると考えられるため、里地周辺で錯誤捕獲防止措置を講じたわなにかかった個体についても、緊急捕獲（市町村許可）の対象とする。

(別表 1) 地域区分ごとの捕獲許可方針

【第二種特定鳥獣管理計画（第 5 期ツキノワグマ保護管理）】抜粋

[地域区分のイメージ図]

①山麓部から市街地まで距離がある地域

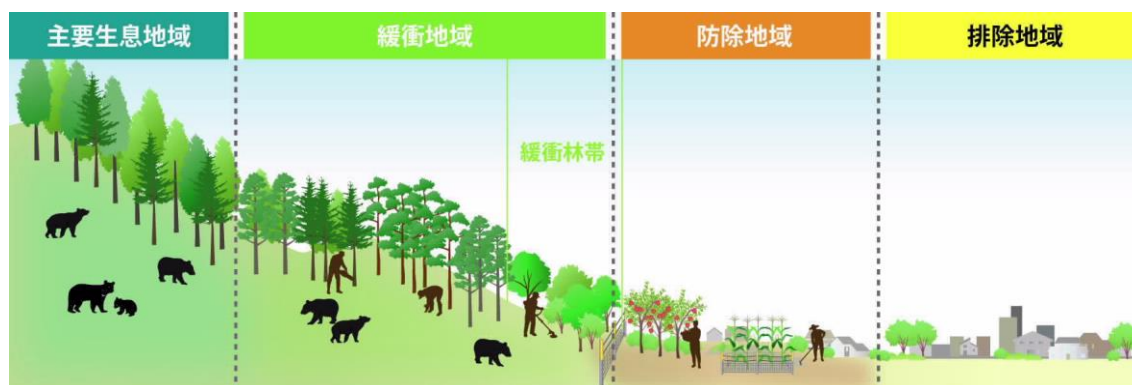


図 15 地域区分のイメージ図（山麓部から市街地まで距離がある地域）

表 6-① 地域区分ごとの捕獲許可方針

エリア区分	捕獲許可方針	
	県許可	市町村許可
主要生息地域	・有害捕獲は原則禁止 ・個体数調整を目的として、春期捕獲を許可する ・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可する	・原則として捕獲は許可しない
緩衝地域	・林産物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する ・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可	
防除地域	・農作物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する	人が活動する時間や場所付近に何度も出没、または人や家畜がいる建物や敷地に侵入した場合には許可する※
排除地域	—	現に被害を生じさせていなくとも有害捕獲を許可する※

※防除地域、排除地域での捕獲許可は人里に何度も出没する等、人身被害の可能性が高まっている場合等の緊急的な場合とする。捕獲後は速やかに報告書を県に、捕獲個体頭部を県分析機関に提出し、クマ対策員等に依頼し現地調査を行い、新たな個体の出没を防止する対策を行う。

[地域区分のイメージ図]

②山間・山麓部の地域

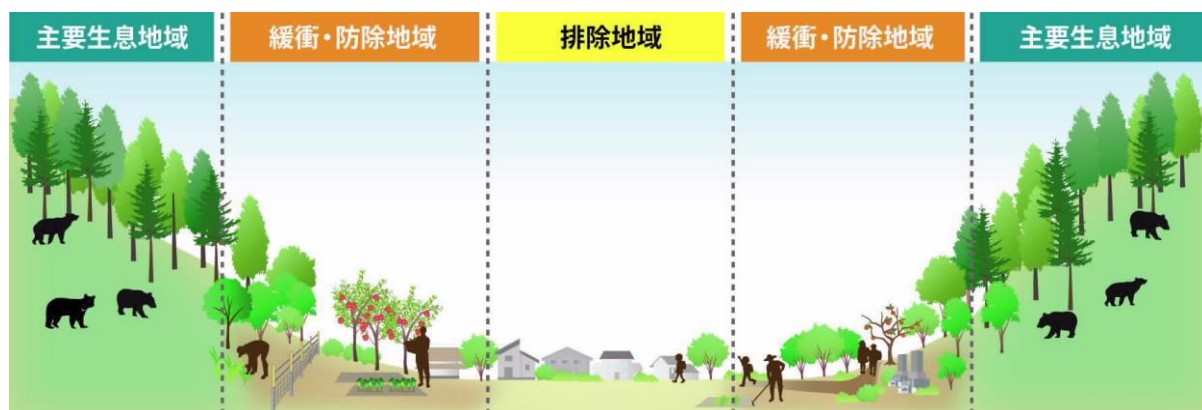


図 16 地域区分のイメージ図(山間・山麓部の地域)

※山際の通学路や墓地、取水口等、人が日常生活で利用する範囲は防除地域とする等、地域の土地利用によって柔軟に運用する

表 6-② 地域区分ごとの捕獲許可方針

エリア区分	捕獲許可方針	
	県許可	市町村許可
主要生息地域	・有害捕獲は原則禁止 ・個体数調整を目的として、春期捕獲を許可する ・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可	・原則として捕獲は許可しない
緩衝・防除地域	・林産物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する ・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可・農作物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する	人が活動する時間や場所付近に何度も出没、または人や家畜がいる建物や敷地に侵入した場合には許可。
排除地域	—	現に被害を生じさせていなくとも有害捕獲を許可する

※防除地域、排除地域での捕獲許可は人里に何度も出没する等、人身被害の可能性が高まっている場合等の緊急的な場合とする。捕獲後は速やかに報告書を県に、捕獲個体頭部を県分析機関に提出し、クマ対策員等に依頼し現地調査を行い、新たな個体の出没を防止する対策を行う。

(別表2) 対応基準

レベル 1 森林内での人とクマとの接触防止	
出没状況	・森林内での目撃 ・人間生活に直接影響はないと見込まれる場合
対応	・地域住民への情報提供 ・他の入山者が見込まれる場合は、クマ避け鈴、ラジオ等の携行や複数人での行動推奨、注意喚起 ・必要に応じ、人の目に触れる場所（林道入口等）に出没年月日を記載したクマ出没の看板設置
レベル 2 農地・集落周辺への出没防止	
出没状況	・農地や集落周辺への出没
対応	・地域住民への注意喚起 ・通学路等が近くにある場合は学校等関係機関に連絡 ・地域振興局、市町村、警察、猟友会、クマ対策員等関係機関との情報共有、連携したパトロールの実施 ・クマ対策員や野生鳥獣被害対策チーム等により、出没原因の現地調査等を実施 ・現地確認で誘引物が確認された場合の適切な除去、侵入経路周辺のヤブの刈払い、電気柵や侵入防止柵の設置等の適切な防除対策の指導
レベル 3 農地・集落周辺への出没防止及び農作物被害等の防止	
出没状況	・農作物等への執着 ・繰り返し出没する ・誘引物の除去、電気柵の設置、ヤブの刈払い等の防除対策を講じても被害が継続
対応	・クマ対策員や野生鳥獣被害対策チーム等により、出没原因の現地調査等を実施 ・目撃情報やセンサーカメラ等により出没個体の特徴の把握 ・有害捕獲を検討（ドラム缶檻） ・捕獲した個体に学習（移動）放獣や放獣後の追い払い等による再出没防止効果が期待できる場合又は捕獲した個体が加害個体ではないと考えられる場合で、かつ地域住民の理解等がある場合は学習放獣を検討 ・耳標（耳タグ）付き等、再犯と推定される場合や学習放獣が困難な場合は殺処分
レベル 4 人身事故防止	
出没状況	・人身事故が発生（又は事故発生の恐れが強い場合） ※事故現場が森林内の場合や加害個体が森林内に逃走する等、被害発生（拡大）のおそれが少ない場合を除く
対応	・地域振興局、市町村、警察、猟友会、クマ対策員等関係機関が連携し、速やかに加害個体の捕獲を実施 ・クマ対策員や野生鳥獣被害対策チーム等により出没原因を調査し、誘引物等出没原因の除去（誘引物の除去、ヤブの刈払い）、侵入防止措置（電気柵の設置等）の指導助言を実施 ・関係機関が連携して捜索・パトロールを実施 ・地域住民、近隣学校施設等への注意喚起、安全確保
レベル5 人身事故防止 <市町村許可（緊急捕獲）>	
出没状況	・日常生活の範囲内で人身事故が発生（又は発生の可能性が非常に高い場合） ※事故が山菜等の採取、行楽、測量、農林業作業その他山林で発生した場合を除く ・人家、学校、病院等、人が活動している施設・敷地内にクマが侵入した場合 ・地域区分管理上の防除地域（又は防除・緩衝地域）で、人が活動する時間や場所付近に何度も出没する場合、人や家畜がいる建物・敷地にクマが侵入した場合 ・地域区分管理上の排除地域にクマが侵入した場合
対応	・緊急捕獲の実施（市町村長による捕獲許可） ・住居集合地域である等、鳥獣保護管理法に基づく銃猟による捕獲が困難な場合は、警察と連携の上、警職法による危険個体の排除を検討 ・クマ対策員や野生鳥獣被害対策チーム等により出没原因を調査し、誘引物等出没原因の除去（誘引物の除去、ヤブの刈払い）、侵入防止措置（電気柵の設置等）の指導助言を実施

(別表 3) 市町村が「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」等に基づき捕獲を許可できる場合

1 根拠条例等

【知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例】

第 2 条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。

(別表)

左 欄	右 欄
32 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第 9 条第 1 項の規定による鳥獣の管理の目的で行う捕獲等（国又は県の機関以外の者が行うものに限る。）の許可のうち、次に掲げるもの イ 第 7 条の 2 第 1 項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の捕獲等のうち規則で定めるものに係るもの	市町村

【知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務に関する規則】

第 3 条第 2 項 条例別表の 32 の項の規則で定める鳥獣の捕獲等は、ツキノワグマによる人の生命又は身体に対する危害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合であって、緊急を要すると認められるとき（人が自ら山林に立ち入った場合を除く。）の当該ツキノワグマの捕獲等とする。

【第二種特定鳥獣管理計画（第 5 期ツキノワグマ保護管理）】 抜粋

(P26) 表 6－①

【防除地域】人が活動する時間や場所付近に何度も出没、または人や家畜がいる建物や敷地に侵入した場合には許可する

【排除地域】現に被害を生じさせていなくとも有害捕獲を許可する

(P27) 表 6－②

【緩衝・防除地域】人が活動する時間や場所付近に何度も出没、または人や家畜がいる建物や敷地に侵入した場合には許可

【排除地域】現に被害を生じさせていなくとも有害捕獲を許可する

(P28)

【防除地域・排除地域】

(イ) 人身被害を起こした個体（市町村許可）

(ウ) 追い払いや誘引物の対策を行ったにもかかわらず、人が活動する時間または場所の近くに反復して出没する個体（防除対策を行ったゴミ捨て場や養蜂箱、養魚場等に餌付いた個体を含む）（市町村許可）

(エ) 人や家畜がいる建物に侵入した個体（市町村許可）

(オ) 市街地に出没し人身被害のリスクが高まっている場合（市町村許可）

※緊急時における捕獲許可事務の特例処理

次の事項に該当する場合については、住民の迅速な安全の確保を図るため、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」(平成 11 年長野県条例第 46 号)等により、許可権限を市町村長に一部移譲するものとする。

なお、この場合においても、鳥獣保護管理法第 38 条の銃猟の制限（禁止）は適用される。

(ア) 日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対しツキノワグマによる危害が発生した場合又は発生する可能性が非常に高い場合（当該危害を受けた者が、山菜等の採取その他の行楽、測量、農林業作業その他の業務のため山林に立ち入った場合を除く。）

- (イ) 人家又はその敷地内にツキノワグマが侵入している場合
- (ウ) 学校、病院その他の人が滞在し若しくは活動している施設又はその敷地内にツキノワグマが侵入している場合

2 市町村が捕獲を許可できる（緊急を要する）場合の例

(1) 人の生活域にクマが侵入した場合

- 人家又はその敷地内にクマが侵入している場合
- 学校、病院、その他人が滞在し若しくは活動している施設又はその敷地内にクマが侵入している場合
- その他、日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対しクマによる危害が発生した場合又は発生する可能性が非常に高い場合

＜日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対しクマによる危害が発生した場合又は発生する可能性が非常に高い場合＞の例

- ・ 人への警戒心が低く、人馴れしている等、再出沒の可能性が高い場合
- ・ 追い払いや麻酔投与による安全な捕獲・移動が困難な場合
- ・ 追い払いをした場合、周辺にある人家の住民等に危険が及ぶ可能性がある場合
- ・ クマが追い込まれるなどして逃げ場がなく、追い払いが困難な場合
- ・ 日没が迫るなど、速やかな殺処分以外に住民の安全を確保できない場合
- 地域区分を導入した地域の「排除地域」の範囲内にクマが出沒した場合

(2) 錯誤捕獲個体の安全な放獣が困難と認められる場合又は人身被害の危険が差し迫った場合

- くくりわなの場合
 - ・ くくりわなが足首に確実にかかっている場合
 - ・ ワイヤーが足首等に食い込み、足が切断されかかっている場合
 - ・ 枝葉等が妨げになり、ワイヤーの掛かり具合が視認できない場合
 - ・ 元木がワイヤーで削れたり折れたりして、外れそうな場合
 - ・ ワイヤーに捻れ（キンク）や損傷が生じ、切れかけている場合
 - ・ 錯誤個体が興奮状態で、接近できず、安全な麻酔投薬ができない場合
 - ・ 麻酔技術者へ作業を依頼したとき、「現場に到着するまで4時間を超える」と麻酔技術者が判断した場合
 - ・ 「麻酔投薬の効果出現が日没後になる」と麻酔技術者が判断した場合
- 箱わなの場合
 - ・ (脱出口から) 外に出られるのにクマが内側に留まり、脱出しない場合
- 共通
 - ・ 子グマがわなにかかり、付近を徘徊している母グマとともに麻酔投薬ができない場合
 - ・ その他、安全な放獣が困難と認められる場合

(3) ツキノワグマ出沒特別警報発出時に当該地域で錯誤捕獲が発生した場合

- 大量出沒が予測された状況下での特別警報発出時に、当該地域において里地周辺で錯誤捕獲防止措置を講じたわなにクマが錯誤捕獲された場合。

長野県第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）

・鳥獣保護管理法 第7条の2に基づき、県が策定しているもので、「ツキノワグマの個体群の長期にわたる安定的な維持」並びに「人身被害の回避及び農林業被害の軽減」を図ることを目的とした計画のことをいいます。

クマ対策員

・県が指名したクマの生態に関する知識、捕獲等の技術及び麻酔施用の資格等を有する者で、県からの要請により現地において、県及び市町村等（市町村、関係団体、企業及び周辺住民等）と連携し、活動をおこなう者のことをいいます。

住居集合地域等

・人家と田畑が混在する地域内にあり、周囲半径200メートル以内に人家が約10件ある場所をいいます（最高裁平成12年2月24日判決）。

学習（移動）放獣

・里地に出没し農林作物などに加害したため、鳥獣保護管理法 第9条第1項に基づく許可により捕獲されたクマを、クマ追い訓練を受けた犬等を使った忌避学習を行って、生息域である奥山に放獣することをいいます。忌避学習を行わず放獣する場合は、移動放獣といいます。

錯誤捕獲

・意図しない鳥獣の捕獲を「錯誤捕獲」といいます。

緊急捕獲

・クマによる人身被害が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合で、緊急を要すると認められるとき（人が自ら山林に立ち入った場合を除く）に、市町村長の判断で、当該クマを捕獲することをいいます。

ツキノワグマ出沒特別警報

・ツキノワグマ出沒警報の発出基準に加え、堅果類の豊凶調査結果等から凶作が予測（大量出沒が予測）された場合に発出する特別警報のことをいいます。

【参考：警報発出基準】

- ・里地での人身被害の発生
- ・里地での目撃件数が月単位で平常年の2倍以上
- ・里地での目撃件数が増加傾向にあり、その件数が7件/週以上かつ前週の2倍以上
- ・里地での目撃件数が月単位で区域面積（100km²）当たり3件以上の目撃

錯誤捕獲防止措置を講じたわな

・筒の上に蓋をすることに錯誤捕獲が少なくなるよう工夫されたベアウォーク（（一財）日本森林林業振興会）や、檻の天井に脱出口を設けた箱わななど、錯誤捕獲しにくい構造を有したわなのことをいいます。

地域区分

・市町村など地域レベルで土地の利用状況により「主要生息地域」「緩衝地域」「防除地域」「排除地域」など人の生活域とクマの生息域を適切に区分し、各区分に応じた被害防止や捕獲等の管理方針を定めた計画のことをいいます。「ゾーニング管理」ともいいます。